



湖北水道企業団からのお知らせ

水道料金の基本料金を減免します

石岡市及び小美玉市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金のうち「基本料金」の一部減免を実施します。

これに伴い、湖北水道企業団においても、下記のとおりの内容にて基本料金の減免を実施します。

減免額 : 1,210円/月(税込額) ※使用日数が15日以下のときは605円(税込額)

減免期間 : (石岡市) 令和8年4月分～令和8年9月分まで(6ヶ月分)
(小美玉市) 令和8年4月分～令和9年3月分まで(1年分)

※石岡市は旧石岡市(関川地区を除く)、小美玉市は旧玉里村が対象となります。

対象者 : 湖北水道企業団と直接給水契約を結んでいる方 ※公共施設を除く

※この事業に関して申請は不要です。

※検針票には基本料金が含まれた料金が記載されますが、請求時には基本料金を減免した料金でご請求します。

水道料金・検針票の内容については、第一環境お客様サービスセンター(Tel0299-24-5558)へお問い合わせください。

※同じ給水区域にも関わらず減免期間が異なることに関しては、各市それぞれの政策によるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。各市の政策については、下記へお問い合わせください。

政策についてのお問い合わせ先(石岡市)
石岡市役所 政策企画課
Tel0299-23-1111(営業時間:平日8:30～17:15)

政策についてのお問い合わせ先(小美玉市)
小美玉市役所 水道課
Tel0299-48-1111(営業時間:平日8:30～17:15)